



北九州市子どもを虐待から守る条例（素案）に対する
市民意見の内容及び市議会保健病院委員会の考え方

平成30年11月7日から平成30年11月27日まで実施いたしました「北九州市子どもを虐待から守る条例（素案）」に対する市民意見募集に貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

皆様からいただいたご意見の概要及びこれに対する市議会保健病院委員会の考え方を次のとおり公表します。

なお、ご意見は、一部要約または分割して掲載しておりますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】北九州市議会事務局議事課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1

電話：093-582-2628

FAX：093-582-2685

電子メール（[アドレス gikai-giji@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:gikai-giji@city.kitakyushu.lg.jp)）

1 意見募集期間

平成30年11月7日（水）～平成30年11月27日（火）

2 意見提出状況

(1) 提出者 3（人・団体）

(2) 意見提出数 9件

(3) 提出方法

ア 持参 0件

イ FAX 1件

ウ 電子メール 1件

エ 郵送 1件

3 市民意見の内容

(1) 各条項に関する意見 7件

(2) その他条例全般に関する意見 2件

4 提出された意見の概要及びこれに対する考え方

別紙のとおり

4 提出された意見の概要及びこれに対する市議会保健病院委員会の考え方

【条例案への対応】

①	条例案で対応済み
②	条例案に反映
③	条例案の修正は行わないが今後の参考とする

(1) 各条項に関する意見

ア 第2条(定義)に関する意見

No.	意見の概要	対応	意見に対する考え方	意見数
1	第2条第3号アについて、「子どもの生命を守る」ことを第一義と考え、「子どもに対して生命の危険が及ぶ」ということに言及がされていても良いのではないかと感じる。	③		1
2	第2条第3号エに、「心身に有害な影響を与える言動」とあるが、非常に具体性に乏しいと考える。学校現場では、保護者が子どもを登校させきれないケースが多い。保護者が子どものわがままに流されたり、スマホなどを与え、生活のリズムを乱させ、不登校児様態にあるケースがある。このようなケースも虐待とみなし、将来の児童の健やかな成長を保障するため、定義に盛り込んでほしい。	③	本条例で対象とする虐待は、児童虐待の防止等に関する法律に規定された虐待を対象とするため、その定義については、同法第2条の定義と一致させています。 法律と異なる規定にすると法律との関連が不明確になり、虐待の認定の際、疑義や混乱を生じるおそれがあるため、条例(素案)の表現が適当であると考えています。 なお、いただいたご意見については、今後の児童虐待の防止の施策等の参考とさせていただきます。	1
3	第2条第3号エについて、()が多くて文章がわかりづらいように感じる。また、配偶者に対する暴力のみならず兄弟姉妹等家族全般に対する暴力に及ぶ内容だと考える。	③		1

イ 第4条(市の責務)に関する意見

No.	意見の概要	対応	意見に対する考え方	意見数
1	第4条第5項に記載されている「市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。」の要保護児童対策地域協議会は、これまで勤務した校区では、関わったことがない。学校現場の職員もこのような組織の存在すら認知されていないのが実態である。全国的な研修会に行くと、困難を抱える子どもたちや家庭のケースについては、要保護児童対策地域協議会(要対協)が有効に機能している事例が報告されている。本市も、今後、ケースに応じた規模の要対協が効果的に開かれるようになることを期待する。	③	本委員会でも、要保護児童対策地域協議会の活用については、児童虐待の防止のため、有効であると考えております。 今後の児童虐待の防止の施策等へのご意見として、参考とさせていただきます。	1

ウ 第7条(関係機関等の責務)に関する意見

No.	意見の概要	対応	意見に対する考え方	意見数
1	第7条第5項に、「学校その他の教育機関は、子どもが教育を受けられるよう環境を整え、現に教育を受けられない子どもがいた場合は、教育を受けられるよう必要な対応を講ずるものとする。」とあるが、これまでにかかわったケースの中で、保護者に心の病気があったり、思想や信仰的なある種の「こだわり」があることがもど、子どもを学校に行かせることに強い抵抗を感じているケースに何度か出会った。様々な関係機関と連携しようとしても、なかなか改善が図られず、子どもたちが学校に行くことができない日々が積み重なってしまうこともある。このような「教育ネグレクト」ともとれる場合の対応をどのようにしていくのか、対策を講じなければならないと思っている。	③	本委員会としても、児童虐待の防止のために、教育を受けられない子どもに対して必要な対応を講ずることが重要であると考えております。 今後の児童虐待の防止の施策等へのご意見として、参考とさせていただきます。	1

エ 第9条(情報の共有)に関する意見

No.	意見の概要	対応	意見に対する考え方	意見数
1	第9条第3項の「警察との情報共有」について、市が「努力するもの」との記載があるが、「しなければならない」事項として記載されるのが望ましいのではないかと考える。	③	虐待を受けた子どもに係る情報について、警察との情報共有が市の義務になると市民が児童相談所等への通告をためらう可能性が懸念されるため、条例(素案)の表現が適当であると考えております。	1

オ 第16条(通告に係る対応)に関する意見

No.	意見の概要	対応	意見に対する考え方	意見数
1	第16条第4項の「通告したものが特定されないための措置」について、市が「しなければならない」事項として記載されるのが望ましいのではないかと考える。	①	同項については、「必要な措置を講ずるものとする」との義務規定になっており、いただいたご意見の趣旨を含んでいると考えております。	1

(2) その他 条例全般に関する意見

No.	意見の概要	対応	意見に対する考え方	意見数
1	虐待防止条例を策定しても、今の子ども総合センターの対応では、有効な防止策となるのか疑問である。	③	今後の児童虐待の防止の施策等へのご意見として、参考とさせていただきます。	1
2	子どもたちを虐待から守るためにこのような条例の制定に取り組んでいただけることは、大変ありがたいと思う。是非、実効性のあるものにしてほしいと思う。	③		1

北九州市子どもを虐待から守る条例（修正案）

（乳児家庭全戸訪問事業等の活用等）

第13条 市は、虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、児童福祉法第6条の3第4項の乳児家庭全戸訪問事業~~＝並びに~~母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項及び同法第13条第1項の健康診査その他の乳幼児に対する健診（以下「乳幼児健診等」という。）を活用するとともに、より有効な活用のあり方についての調査研究及び検証に努めるものとする。